

下諏訪町観光 PR キャラクター

「万治くん」・「やしまる」 着ぐるみ貸出実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「万治くん」・「やしまる」の下諏訪町観光 PR キャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の有効な活用を図ることを目的とする。

(着ぐるみの貸出基準)

第2条 着ぐるみの管理等に関する一切の権限は、下諏訪観光協会に属する。

2 前条の目的達成のため、着ぐるみの借用を許可するものとする。ただし、着ぐるみの使用目的が次のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

- (1) 個人及び団体のマスコットとして独占的に使用する場合
- (2) 営利目的に使用する場合
- (3) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (5) イメージを損なうおそれのある場合

(借用の手続き)

第3条 着ぐるみを借用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ借用申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出し許可を受けなければならない。

2 前項による申請書が提出されたときは、その適否を決定し申請者に連絡するものとする。この場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第4条 着ぐるみ貸出許可を受けたものは、下諏訪観光協会・下諏訪温泉旅館組合が所有する着ぐるみの維持管理費用（修繕及びクリーニング代）として、1体につき500円の使用料を払わなければならない。

(実績報告)

第5条 着ぐるみ貸出許可を受けたものは、着ぐるみを使用したPR事業について、事業終了後すみやかに実績報告書（様式第2号）に事業実施状況の写真を添えて提出しなければならない。

(禁止事項)

第6条 着ぐるみ貸出許可を受けたものは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出許可の権利を、第3者に譲渡、転貸したり、または管理運用を委託すること。
- (2) 事業計画書に記載され、許可された内容以外で使用すること。
- (3) 水・火気を使用したり、危険物の近辺で使用すること。
- (4) 荒天時に屋外で使用すること。
- (5) 子供の前で、着ぐるみの着替えをすること。
- (6) 子供が見える場所に、着ぐるみを置くこと。
- (7) 着ぐるみを着ているときに、しゃべること。

(遵守事項)

第7条 着ぐるみ貸出許可を受けたものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出許可を受けたものは、貸出指定日時に使用許可書を持参のうえ、着ぐるみを受領することとする。
- (2) 着ぐるみ取扱いについて、損傷、汚損、滅失しないよう十分に注意する。もし、着ぐるみをき損又は紛失した場合には損害額を賠償することとする。
- (3) 事業終了後は、返却日までに速やかに着ぐるみを返却する。
- (4) 返却する際には、汚れ等を落とし陰干しして乾燥させておくこと。
- (5) 受領及び返却することのできる時間は、午前8時30分から午後5時30分の間とする。

(使用許可の取消し)

第8条 着ぐるみ使用許可を受けたものが次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消しすることができる。

- (1) 使用者がこの要領の定める事項に違反した場合
- (2) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他使用方法が適当でないと認めた場合

(損害賠償)

第9条 着ぐるみ貸出許可を受けたものが、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは、着ぐるみ貸出許可を受けたものが、その損害賠償の責任を負うものとする。